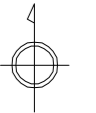


令和四年九月作成



10NE991

10NE884	10NE893	10NE894
10NE982		



凡例

- 建築基準法関連**
- 1号道路** (道路法の適用を受ける幅員4m以上の道路)
 - 2号道路 (区域指定)** (都市計画法、土地区画整理法、都市開発法等による、幅員4m以上の道路)
 - 3号道路** (建築基準法施行時または都市計画区域輸入時に、既にあった幅員4m以上の道路)
 - 4号道路** (道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法等による道路で、2年以内に築造が予定される道路)
 - 位置指定道路 (5号道路)** (建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法等によらず、新しく作られる道路)
 - 2項道路** (建築基準法施行時または都市計画区域輸入時に、既にあった幅員1.8m以上4m未満の家の建ち並んでいた道路)
 - 特定道路 (第43条ただし書)** (特定行政が定めた基準を満たす道路)
 - 非道路** (建築基準法上の「道路ではない」と判定した道路)

都市計画区域

10NE991 (東山)

